

事務連絡

令和元年8月5日

一般社団法人日本舶用工業会 御中

国土交通省海事局船舶産業課

「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」の周知等について（御依頼）

平素より、海事行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

令和元年6月14日、公正取引委員会は、独占禁止法の優越的地位の濫用行為又は下請法違反行為の未然防止の取組の一環として「製造業者のノウハウ・知的財産を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表しました。（※1）

本調査は、公正取引委員会が、有識者から「優越的な地位にある事業者が取引先の製造業者からノウハウや知的財産権を不当に吸い上げている」といった指摘が複数寄せられていることを踏まえ、実施したものです。調査結果として、①ノウハウの開示を強要される、②名ばかりの共同研究を強いられる、③特許出願に干渉される、④知的財産権の無償譲渡を強要される等これまであまり知られてこなかった多数の事例が報告されたところです。（※2）

この度、調査結果を踏まえ、公正取引委員会、経済産業省、特許庁及び中小企業庁より、製造業者のノウハウ・知的財産権に係る優越的地位の濫用行為等の未然防止のための対応依頼の連絡がございました。

貴団体におかれましては、知的財産権の保護、優越的地位の濫用行為等の未然防止の観点から、調査報告書「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」について、傘下の会員企業宛てに周知いただくとともに、報告書に記載された事例のような不適切な行為が行われないよう注意喚起をお願いいたします。

併せて、海事局として、公正取引委員会が、今後知的財産権を対象とした優

越的地位の濫用行為等について情報収集に努めるとともに、違反行為に対しては厳正に対処していく（下請法違反行為については中小企業庁と連携して対処していく）と聞いているところ、この旨についても周知願います。

(※1) 公正取引委員会HPにて公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html>

(※2) ただし、『優越的地位の濫用規制の観点から問題があると評価されるのは、これらの行為が「自己の取引上の地位が相手方に優越していることをを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」（独占禁止法第2条第9項第5号）行われて製造業者に不利益を与える場合である。そのため、製造業者がノウハウや知的財産権の移転等に係る対価の支払を受けるなど、納得した上で取引先の要請を受け入れている場合や不利益が生じていない場合には、優越的地位の濫用として問題とはならない点に注意が必要である。』とされております。（「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」P.23より抜粋）

以 上

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

サイトマップ 音声読み上げ・文字拡大 ENGLISH
Google カスタム検索

公正取引委員会について 報道発表・広報活動 相談・手続窓口 独占禁止法 下請法 CPRC
(競争政策研究センター)

現在のページ → トップページ → 報道発表・広報活動 → 報道発表資料 → 最近の報道発表資料(平成31年・令和元年) → 6月 →
(令和元年6月14日)製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書の公表について

〔令和元年6月14日〕製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書の公表について

令和元年6月14日
公正取引委員会

第1 調査の経緯・趣旨

- 公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に違反する行為に対し厳正に対処するとともに、違反行為の未然防止に係る取組を行っている。また、この未然防止の取組の一環として、公正取引委員会は、優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る事例が見受けられる取引分野について、取引の実態を把握するための調査を実施している。
- 近年、事業活動における知的財産保護の重要性が高まっており、また、公正取引委員会に、有識者から「優越的な地位にある事業者が取引先の製造業者からノウハウや知的財産権を不当に吸い上げている」といった指摘が複数寄せられている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」を実施した。

第2 調査方法

調査は、平成30年10月以降、次の方法により実施。

- 書面調査
製造業者に対し、30,000通の調査票を送付し、15,875社から回答（回収率52.9%）。
報告対象期間は、平成25年10月1日から平成30年9月30日までの5年間。
- ヒアリング調査
122件（製造業者に対するものが101件、事業者団体に対するものが13件、有識者に対するものが8件）のヒアリング調査を実施。

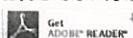
第3 調査結果及び公正取引委員会の対応

- 本調査の結果、ノウハウ・知的財産権に係る優越的地位の濫用規制上問題となり得る様々な事例が報告された（報告された事例の一部については、参考事例集として「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」〔第5の6〕に掲載している。）。
- 公正取引委員会は、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、経済産業省及び特許庁と連携し、製造業全体に対して本報告書を周知する。また、今後とも、製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等について情報収集に努めるとともに、違反行為に対しては、厳正に対処していく（下請法違反行為については、共同して下請法を運用している中小企業庁と連携して厳正に対処していく。）。

関連資料

- 〔印刷用〕(令和元年6月14日)製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書の公表について (PDF : 52KB)
- 〔令和元年6月14日〕製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書(概要) (PDF : 1,180KB)
- 〔令和元年6月14日〕製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書(全体版) (PDF : 1,682KB)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Reader（旧Adobe Acrobat Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 Adobe Readerのダウンロードへ

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
電話 03-3581-1882(直通)
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>



公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 電話 03-3581-5471 (代表)

▶ ご利用案内 ▶ 関連リンク ▶ 所在地

Copyright © 2013 Japan Fair Trade Commission. All Rights Reserved.